

平成28事業年度

業務実績に関する説明資料

勤労者退職金共済機構の事業体系図

勤労者退職金共済機構の位置づけ —金融業務を行う中期目標管理法—

- ① 中小企業及び特定業種（建設業、清酒製造業及び林業）で働く勤労者等の退職金共済制度の運営
- ② 勤労者財産形成（財形）制度の普及促進、持家取得に対する転貸融資の実施等

勤労者の福祉の増進、生活の安定を実現。

第3期中期計画（平成25年度～29年度）の主な取組と、平成28年度の実施状況のポイント

- ① 将来にわたる確実な退職金支給の実現
 - ア 退職金未請求者を縮減するための取組 → 未請求者の在宅時間に焦点を合わせた対策等により中退共脱退後2年経過後未請求率を1.4%台に抑制。過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査（約2万4千人）を実施し、判明した住所情報を基に退職金請求勧奨等を実施。
 - イ 長期未更新者のうち業界を引退した方に退職金を支給するための取組 → 中退共・建退共・清退共の各退職金共済事業について加入目標を達成。機構全体として、加入目標（約43万1千人）に対する達成率は113.2%。関係業界団体、関係省庁と連携した加入勧奨を実施。
- ② 退職金共済制度への加入促進 → 全ての貸付決定について、財形取扱金融機関で借入申込書を受理してから16日以内に貸付を決定。
- ③ 財形制度の普及促進等
 - ア 財形持家融資のサービス向上のための取組 → 中退共加入事業所に財形制度のパンフレットを送付するなどにより中小企業に財形制度をアピール。
 - イ 退職金共済制度との連携に係る取組 → リスク管理・コンプライアンス委員会、資産運用委員会、情報セキュリティ委員会、システム化委員会の適時開催等により、資源配分の優先順位付けを明確化・体系化するなど内部統制を強化。機構内システムの業務系と情報系の分離、研修・訓練・注意喚起の実施等により、情報セキュリティ対策を推進。
- ④ 内部統制の強化及び情報セキュリティ対策を推進するための取組 → マイナス金利政策の影響を受ける中、自家運用については機構の特性を踏まえ、過度のリスクテイクを回避。委託運用（金銭信託）も基本ポートフォリオを見直し。委託運用の運用実績は全体でみればベンチマークを上回った。
- ⑤ 健全な資産運用等

退職金共済事業の概況

	共済契約者数 平成29年3月31日時点	被共済者数 平成29年3月31日時点	28年度 掛金等収入状況	28年度 退職金等支給状況	期末資産残高 平成29年3月31日時点
中退共	364,035 所	3,350,308 人	386,439 百万円	356,289 百万円	4,703,570 百万円
建退共	170,005 所	2,215,246 人	53,702 百万円	50,019 百万円	990,101 百万円
清退共	1,935 所	15,707 人	70 百万円	160 百万円	4,632 百万円
林退共	3,227 所	39,636 人	1,552 百万円	1,413 百万円	14,596 百万円
計	539,202 所	5,620,897 人	441,763 百万円	407,882 百万円	5,712,899 百万円

※建退共では、平成29年3月末に脱退推定者961,655人を被共済者数の算定から除外している。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

・業務実績 評価項目一覧 （独法通則法の改正に併せて年度評価の項目別評定調書が変更されたため、中期計画の記載順と評価項目の記載順は一致しない。）

中期計画				評価項目No.	自己評価	ページ
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	Ⅰ 退職金共済事業	1 確実な退職金支給のための取組	(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	1－1	B	4
			(2) 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組	1－2	B	7
		2 サービスの向上	(1) 業務処理の簡素化・迅速化	1－3	B	13
			(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	1－4	B	15
			(3) 積極的な情報の収集及び活用	1－5	B	17
		3 加入促進対策の効果的实施	(1) 加入目標数 (2) 加入促進対策の実施	1－6	B	19
	Ⅱ 財産形成促進事業	1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築	1－7	B	21	
	Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項					
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 効率的な業務実施体制の確立等 2 中期計画の定期的な進行管理 3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進			2－1	S	26
	5 業務運営の効率化に伴う経費節減	(1) 一般管理費及び業務経費 (2) 人件費	2－2	B	30	
(3) 契約の適正化の推進		2－3	B	32		
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項						
第3 財務内容の改善に関する事項	Ⅰ 退職金共済事業	1 累積欠損金の処理	3－1	S	34	
		2 健全な資産運用等	3－2	B	37	
	Ⅱ 財産形成促進事業		3－3	B	41	
Ⅲ 雇用促進融資事業						
Ⅳ. その他の事項						
第4 その他業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画				4－1	B	47
第10 積立金の処分にに関する事項						

評価項目No.1－1

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

1 確実な退職金支給のための取組

● 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組

数値目標

- ・ 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成29年度)までに、1%程度としているか。

評価の視点

- ・ 加入時及び毎年1回の被共済者宛の通知を着実に実施しているか。
- ・ 退職時の被共済者の住所情報を把握するための取組を着実に実施しているか。
- ・ 未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。
- ・ 累積した未請求退職金について、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を実施しているか。
- ・ 未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。
- ・ 調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。

平成28年度退職金未請求者に対する主な取組結果

新たな未請求退職金の発生を防止するための取組

- 25年1月1日の省令改正により「被共済者退職届」に被共済者住所の記載を規定したことから、退職後の早い時期(退職後3か月経過後)に当該住所情報を基に直接請求手続を要請。
(被共済者住所記入欄が未記入の場合は、従前どおり、退職後3か月経過後でも未請求者のいる事業所へ住所情報提供を依頼し、取得した情報に基づき未請求者へ請求手続を要請。)
- 25年度より作業手順をマニュアル化して業務委託したことにより、定期的な請求要請の実施やテレホンアプローチによる請求手続要請については、未請求者の在宅時間(夕刻、休日)に合わせた要請を実施。また、一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、文書の送付などにより2回目、3回目の請求手続を要請。
- 脱退後2年経過直前の未請求者で請求勧奨文書を受取らなかった者及び「退職金(解約手当金)請求書」の再発行を行ったが請求手続きの無い者に対して、再度請求手続を要請。
- 未請求者で請求勧奨文書が住所不明等により返送されたものを対象に、取得している個人情報を利用し住民基本台帳ネットワークを活用し、住所情報を入手

周知の効果的な実施

従業員の加入意識の向上に対する取組

- 新たに加入した被共済者へ「加入通知書」を発行。
- 既加入の被共済者へ「加入状況のお知らせ」を発行。
- 「加入状況のお知らせ」などに、退職金請求手続に関するモバイルサイトのQRコードを掲載して周知。
- ホームページの加入事業所名検索システムに、新規加入事業所名を追加掲載(29年3月末 282,887件)。

事業主の理解向上に対する取組

- ホームページや「中退共だより」等事業所への送付書類において、引き続き未請求退職金に関する注意喚起を実施。

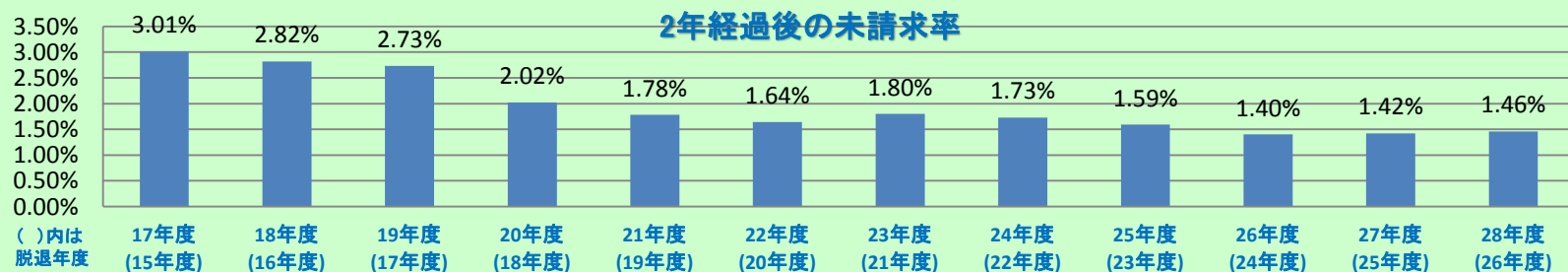
累積した未請求者に対する取組

- 退職後5年以上を経過し、過去に請求要請したにもかかわらず未請求の被共済者へ再度請求手続を要請(対象は平成19年度脱退の未請求者)。

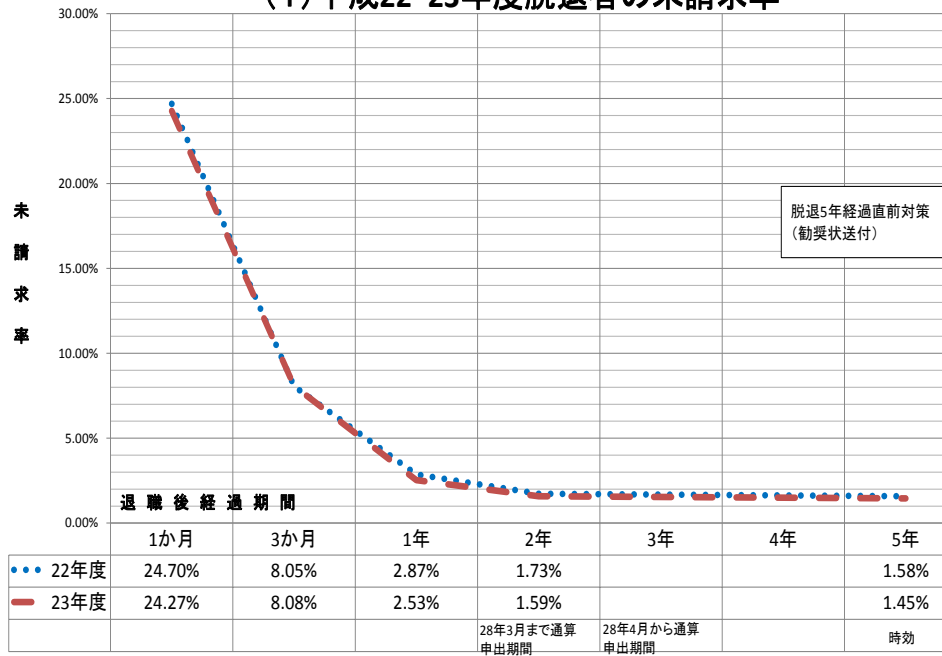
調査・分析

- 脱退後2年経過直前の未請求者の率が昨年度より上回っている状況を踏まえ、計画以外の追加対策を実施。
- 住所等の情報提供がされた未請求者に対するアンケートを引き続き実施。

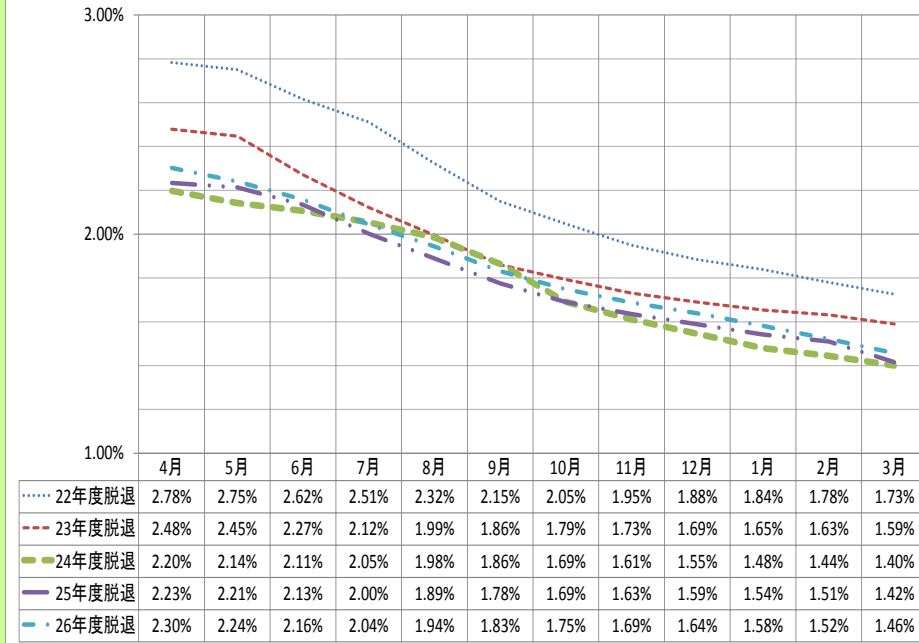
未請求率の縮減 <3年連続で取組開始(H19年度)前の概ね半分以下の水準(1.4%台)に抑制することができた>



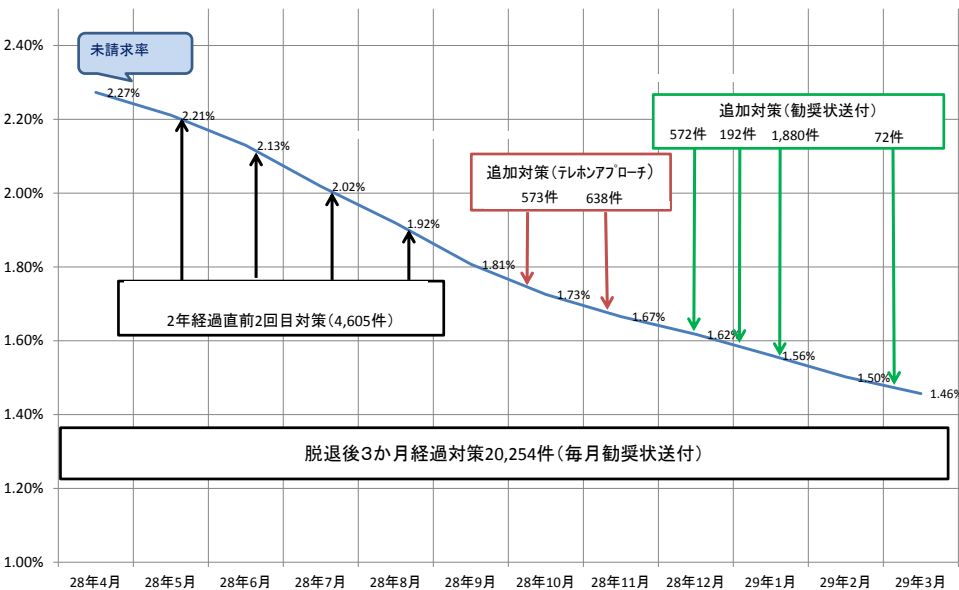
(1) 平成22・23年度脱退者の未請求率



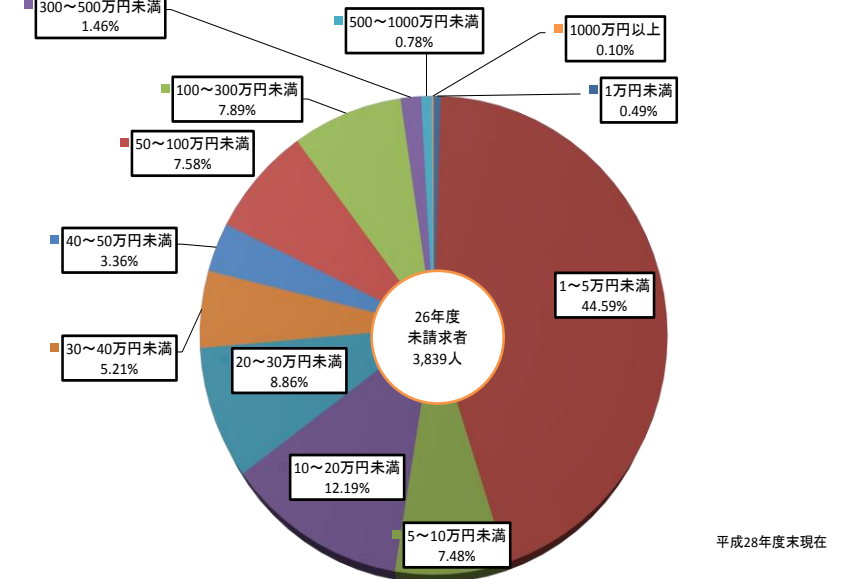
(2) 各脱退年度別未請求率の推移(1年から2年経過まで)



(3) 平成28年度 of 取組



(4) 平成26年度脱退未請求者の金額階級別構成比



評価項目No.1－2

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

1 確実な退職金支給のための取組

● 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組

数値目標

- ・ 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図っているか。

評価の視点

- ・ 被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。
- ・ 被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。
- ・ 重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための取組が実施されているか。
- ・ 共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。
- ・ 関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。
- ・ 長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。
- ・ 建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。

長期未更新者調査

過去3年間手帳更新のない等の要件に該当する被共済者の住所を調査・把握し、手帳更新、退職金請求等の手続を取るよう要請した。

	長期未更新者（調査対象）	手帳更新	退職金請求	就労確認者数
建退共事業	23,714人	4,019人	2,508人	3,698人
清退共事業	20人	5人	6人	5人
林退共事業	189人	40人	46人	6人

契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。

確実な退職金支給のための取組

「加入通知書」の発行

平成28年度新規加入の被共済者に対し、機構から直接、被共済者に対し、共済制度に加入したことを通知した。

建退共事業	清退共事業	林退共事業
115,381人	131人	1,768人

被共済者住所データのデータベース化

	新規加入被共済者	共済手帳の更新時
建退共事業	115,381人	584,662件
清退共事業	131人	1,343件
林退共事業	1,768人	15,608件

累積した長期未更新者を縮減するための対策

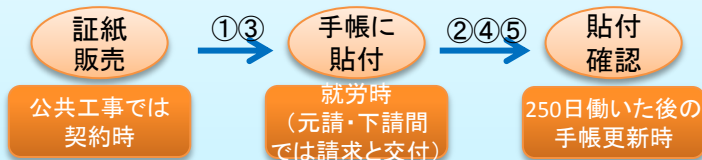
○在籍者の生年月日等の入力作業の実施（建退共）、長期未更新者調査のフォローアップ調査の実施、住基ネットを活用した住所の特定等を行った。

建退共事業 共済証紙の適正な貼付に向けた取組

- 2年間手帳の更新手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。
- 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導をするとともに共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及と、正確な記載を行うよう要請した。

共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額について

- 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額（販売貼付差額）は、平成28年度末において、平成24年度末と比較して約32億円増加



	平成15年度末	平成19年度末	平成24年度末	平成27年度末	平成28年度末
差額（販売貼付差額）	1,392億円	1,258億円	1,176億円	1,193億円	1,208億円
証紙販売累計額に対する割合	11.9%	9.2%	7.3%	6.8%	6.7%
証紙販売額（年度）	539億円	488億円	475億円	514億円	529億円

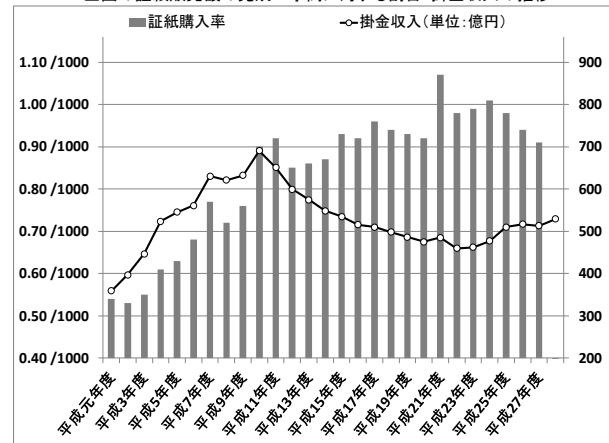
通常の手続により発生する販売貼付差額	推計額	備考
① 事業主の購入から貼付までの貼付予定分	100～150億円程度	証紙販売額の増減により増減
② 手帳貼付分（長期未更新者分を除く。）	400～450億円程度	証紙販売額の増減により増減 電子申請方式を採用すれば大幅に減少
長期間累積している販売貼付差額	推計額	備考
③ 事業主の長期保有分	200～250億円程度	共済契約者への要請等の対応
④ 長期未更新者（⑤を除く）の手帳貼付分	150～200億円程度	長期未更新者対策を実施
⑤ 長期未更新者のうち、1冊目手帳所持者の手帳貼付分	250～300億円程度	退職金の受給資格がない離職者の手帳貼付分は、手帳が返納されない限り累増

- 過去の証紙貼付差額の減少は、確実な退職金支給のための取組の努力に加え、証紙販売額が長期的に低下する過程で実現したもの。平成24年度よりも証紙販売額が数十億円上回る状況では、通常の手続により発生する販売貼付差額（①、②）が増加するため、販売貼付差額全体の減少を実現することは困難。

- 建退共事業の現状：近年、証紙の購入が必ずしも十分ではない状況
 - ・証紙販売額の完成工事高に対する割合が低下
（平成24年度）1.01／1000 →（平成27年度）0.90／1000
 - ・労働者の1年分の掛金納付に要する月数が増加
（平成24年度）19.22 →（平成27年度）19.46

- 証紙貼付方式は、労働者が手帳を持たないことが多いこと、事務の煩雑さ、証紙の貼付状況の把握ができないこと、証紙の過不足が生ずることを通じ、労働者の退職金の充実を図る上で障害。建退共制度について抜本的な改善を図る必要。（「建退共制度に関する検討会報告書」平成28年11月14日 独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部）

全国の証紙販売額の完成工事高に対する割合・掛金収入の推移



（注）全国の証紙販売額は、建退共掛金収入（機構調べ）。
元請完成工事高は、国土交通省の建設工事施工統計調査報告（27年度）より引用。
平成28年度の掛金収入は速報値

長期未更新者対策について(建退共)

現状と現中期計画期間(平成25年度～平成29年度)中の取組

- 過去3年間以上手帳更新がない被共済者で掛金納付月数24月以上の者は、平成28年度末現在、368,088人
- 平成28年度末で、被共済者2,215,246人について、生年月日、性別及び職種の被共済者管理システムへの登録作業を完了
- 過去3年間手帳更新のない被共済者で、掛金納付月数12月以上の者を対象として、長期未更新者調査を行い、退職金請求の勧奨等を実施。平成28年度からは、長期未更新者調査後更に2年間手続が行われていない者を対象として、フォローアップ調査を実施

現在の長期未更新者対策の問題点

- 被共済者の住所の把握が十分でない
 - ・被共済者2,215,246人のうち、住所をシステム登録している者は約117万人、システム登録していない者で住所に関する画像情報を保有している者は、約19万人
- 長期未更新者調査の対象者には、建設業で就労中の者が多数含まれており、長期未更新者調査が退職金請求には直結していない
 - ・平成28年度調査23,714人のうち、退職金請求者が2,508人であるのに対し、手帳更新者は4,019人、3年前の勤務先での就労確認者は3,698人。請求勧奨を行ったが特段の動きのない者が12,693人。

次期中期計画期間(平成30年度～平成34年度)中の取組(案)

- 過去3年間以上手帳更新がない被共済者で掛金納付月数24月以上の者を減少させるための数値目標を設定
- データベース化された住所情報について、被共済者管理システムへの登録を実施
- 現在の長期未更新者調査に加え、被共済者の年齢、手帳の更新時期等を勘案しつつ、業界を引退している可能性が高い被共済者のうち住所が把握できている者に対し、退職金請求の勧奨又は掛金納付状況の通知を実施
- 退職金支給要件に該当する被共済者に対して退職金を支給するため、集中的な広報活動を実施
 - ・以上の対策を実施するためには、予算及び体制の確保が必要

建退共制度における掛金納付方式の見直しについて

最近の検討状況

○今後の建退共制度について(平成29年3月建設業退職金共済事業第33回運営委員会・評議員会了承事項)

- 1 建退共制度の掛金の支払いに際して証紙の取扱を不要とする口座振込・振替方式の導入の推進に向けて積極的な検討を進める。
- 2 現行の証紙貼付方式については、地域の実態等を踏まえ、当分の間、存続する。
- 3 口座振込・振替方式の導入に際しては、早期に実証実験を実施するとともに、今後とも制度を熟知する実務家、専門家等の意見を十分に踏まえ、実施に際して円滑な運用が行われるように対応する。
- 4 口座振込・振替方式の導入の推進に関する検討の進捗状況については、運営委員会、評議員会及び財務問題・基本問題検討委員会に報告する。

※第34回運営委員会・評議員会(平成29年6月)において、「口座振込・振替方式」を「電子申請方式」と表現を改める旨を報告

○建退共制度に関する検討会報告書(平成28年11月勤労者退職金共済機構建設業退職金事業本部)

- ・証紙貼付方式は、労働者が手帳を持たないことが多いこと、事務の煩雑さ、証紙の貼付状況の把握ができないこと、証紙の過不足が生ずることを通じ、労働者の退職金の充実を図る上で障害
- ・口座振込・振替方式の導入を図る

次期中期計画期間(平成30年度～平成34年度)期間中の取組(案)

○建退共制度における掛金納付について、証紙貼付方式を抜本的に見直し、電子申請方式の導入を検討する。

※当面、平成30年1月～6月に、電子申請方式の実証実験を実施する予定

(参考)中小企業退職金共済法

(掛金)

第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

- 2 掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。
- 3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。
- 4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。
- 5 退職金共済手帳、退職金共済証紙その他掛金の納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

掛金納付方式の検討経緯

平成10年代における検討

○建退共制度改善方策について

(平成11年3月 労働省労政局勤労者福祉部福祉課、建設省建設経済局労働資材対策室、機構建退共事業本部)

- ・証紙以外の方式(ICカード方式、実態に応じた掛金後払い等)について機構建退共本部に検討の場を設ける。

○建退共における掛金納付方式のあり方検討会報告書(平成12年3月 機構建退共事業本部)

- ・検討の結果、一部に反対意見があり、検討会の総意には至らなかったが、
「ICカードと磁気スライプカードを併用し、各被共済者の就労実績に応じて掛金を後払いする」方式を支持する委員が多数となった。

○特殊法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告―事業の見直し等を中心として―

(勤労者退職金共済機構(建設業退職金共済事業本部)(平成14年1月 総務省)

- ・厚生労働省は、掛金の納付方式を経済的かつ合理的なものとする観点から、現行の共済証紙による掛金納付方式を見直し、就労実績に見合った掛金の確実な納付が確保されるものとするよう検討する必要がある。

○機構中期目標:第1期(平成15年度～平成19年度)

- ・建設業退職金共済事業に関して、次の事項に係る改善策等を検討し、適切な措置を講ずること。
③共済証紙による掛金納付方式の見直し

○建退共制度における掛金納付方式のあり方検討会(平成19年1月 機構建退共事業本部)

<委員の主な意見>

- ・今回提示された対応策によっても、根本的な問題解決は困難であり、新掛金納付方式の導入は難しい。
 - ―工事発注者、機構における履行確認ができない。
 - ―事業主、機構の費用負担が大きすぎる。
 - ―被共済者における退職金支払いが遅延する。
- ・新掛金納付方式は費用対効果からも導入は難しい。

<結論>

- ・新掛金納付方式の導入は見送ること。

建退共制度に関する検討会報告書(平成28年11月)

○平成10年代の検討の特徴

- ・カード方式の採用
- ・掛金の後払い
- ・手帳をなくす

平成10年代の検討
の問題点を踏まえ、
現行の運用に沿った
方式を提言

○報告書の提言

- ・カードは必須としない
- ・掛金の前払い
- ・手帳は存続

評価項目No.1－3

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

2 サービスの向上

● 業務処理の簡素化・迅速化

数値目標

- ・中退共事業においては、受付から25日以内。
- ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内

評価の視点

- ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。

事務処理改善

平成28年度においては、事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、平成28年度の実績のとりまとめ及び平成28年度以降の「事務処理改善計画」の作成、見直しを行った。

主な改善実績

- マイナンバー法施行に伴う様式及び記入例の作成を行った。
- 勤労者財産形成システムの再構築に伴い、業務運用等のマニュアルを作成した。
- 中退共事業では、口座振替事務代行業者と各金融機関との間で行っているデータの授受方式を平成29年4月から順次、記録媒体（CM T及びDVD）から伝送方式に移行するための準備をした。
- 建退共事業では、中小企業退職金共済法の改正、マイナンバー法の施行に伴い、支部事務取扱要領を改訂し、支部での窓口業務等において適切な対応を行えるようにした。

- 
- 業務処理の効率化
 - サービスの迅速化
 - 利便性の向上

退職金等支給に係る処理期間

- 中退共事業においては、受付から支払いまで25日以内に退職金支給を行った。
- 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から支払いまで30日以内に退職金支給を行った。

評価項目No.1－4

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

2 サービスの向上

● 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

評価の視点

- ・ ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。
- ・ コールセンターの充実等サービス向上のための取組が実施されているか。
- ・ 相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか。

ホームページの活用による情報提供の充実

- 災害による被災者に対するり災見舞いや、掛金納付期限の延長手続きなど、ホームページを通じ災害救助法適用地域に最新の情報を迅速に提供した。
- ホームページより加入者が行える諸手続きとしての加入証明書電子申請・自動交付システム稼働周知に努め、電子申請利用率が84.4%まで拡大した。

サービス向上のための取組

- お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を行った。
- より良いお客様サービスの提供を目指しコールセンター業務の充実を図るため、コールセンター業務の見直しを継続的に実施した。
- 中退共事業において、平成29年度「掛金納付状況票及び退職金試算票」「加入状況のお知らせ」について、より見やすい表記とするためのシステム変更等含め、作成・発送の準備及び入札を行い、業者を決定した。

相談業務の充実

- 相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに「改訂退職金共済手帳」の発送に合わせ相談業務マニュアルを整備し周知を行った。（中退共事業）
- 共済契約者等からの諸手続きの方法に関する照会・要望等に加え、個別の相談業務については、相談業務にかかる正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを活用して、懇切丁寧な対応をした。（建退共事業）
- 相談員連絡会（5月）を開催し、相談員の1年間の活動状況について報告を受け、相談者の疑問に的確に対応できていることを確認した。また、相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹底した。（清退共事業）

ホームページからの「ご意見・ご質問」を基に相談業務の満足度を集計。

ご意見・ご質問
(ホームページ)

アンケートフォーム 463件
(ホームページQ&Aに設置)

計 1,284件

※うち、苦情は26件であり、すべて即日又は翌日に回答した。

どちらともいえない 5.6%

参考にならなかった 10.6%

参考になった 83.8%

問題解決について

アンケートに記入されたご利用者の声を今後の相談業務に反映すべく職員等に情報提供を行うとともに、苦情に関しては組織的に注意喚起を行っている。

評価項目No.1－5

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

2 サービスの向上

● 積極的な情報の収集及び活用

評価の視点

- ・ 関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。
- ・ 各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。

参与会（外部の有識者で構成）

開催：中退共・特退共同2回

議題：事業概況及び平成27事業年度決算、
業務実績に対する厚生労働大臣の評価結果、
中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しの報告、
情報セキュリティに関する対応状況、
建退共制度に関する検討状況の報告、
平成29事業年度計画(案) 等

主要要望等

- ・制度への加入を促進するために各事業部において、それぞれの事業に合った方策を検討し実施していただきたい。
- ・累積した退職金未請求者については費用対効果を考えながら、新たに未請求者を出さない取組について、マイナンバーの活用も含め引き続き強化していただきたい。
- ・建退共事業の共済証紙の適正な貼付に向けた取組について、ポスターによる周知など、より積極的な広報をお願いしたい。

退職金制度の実態調査(中退共事業)

調査目的：今後の中退共制度のあり方を検討する基礎資料とする。

調査内容：中退共制度のメリット・デメリット、中退共制度の取り扱いの有無など

調査対象：社会保険労務士

調査対象 25,366人
有効回答数 2,618人
有効回答率 10.3%

主な調査結果等

- ・中退共制度のメリットについてたずねたところ、「掛金が全額非課税になる」の割合が64.0%、「退職金が確実に支払われる」が60.0%、デメリットについては「懲戒解雇でも退職金が支払われる」が62.7%、「どんな場合でも掛金が会社に返還されない」が57.5%
- ・中退共制度の取り扱いの有無についてたずねたところ「取り扱ったことがある」の割合が61.0%、「取り扱ったことがない」が37.8%

建退共制度に関する検討会(建退共事業)

検討の背景：建設産業では、現状の労働力構成は、他産業に比べて高年齢層の割合が高く、若年層の割合が低い。また、社会保険の未加入対策等に総合的に取り組んでおり、建設技能労働者の確保・育成・定着によりいっそう貢献する目的で設置。

制度のあり方：建退共制度の普及は、労働者が老後の期待を持つことができることで将来の安心感を与え、仕事への意欲をもたらし、産業の活性化や優秀な人材の確保にもつながる。

建退共制度がこの機能をより発揮できるようにするためには、労働者のモチベーションの向上と建設産業における労働者の確保に繋がるような方策が必要。

実務的課題

- ・証紙貼付方式は労働者が手帳を持たないことが多い。
- ・事務の煩雑さ、証紙の貼付状況の把握ができない。
- ・証紙の過不足が生ずることを通じ、労働者の退職金の充実に影響を及ぼす。

今後講ずべき方策

- ・口座振込・振替方式の導入。
- ・加入促進・履行確保のための措置。
- ・民間工事における建退共制度の活用の推進。
- ・退職金受給資格がなく、かつ加入後10年を経過した者については、制度の実態と乖離する恐れがあるため、統計上の被共済者の算定から除外する。（29年3月実施）

統計資料等のホームページへの掲載

掲載内容：毎月の各共済事業への加入状況、退職金支払い状況及び資産運用残高等

評価項目No.1－6

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
目標を達成するためとるべき措置

3 加入促進対策の効果的实施

新たに加える被共済者目標数（29年度までの合計）

数値目標

- ・ 中退共事業においては 1,620,000人
- ・ 建退共事業においては 545,000人
- ・ 清退共事業においては 650人
- ・ 林退共事業においては 10,500人
- ・ 合計 2,176,150人

評価の視点

- ・ 広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行っているか。
- ・ 個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行っているか。
- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施しているか。
- ・ 他制度と連携した加入促進対策を効果的に実施しているか。

取りまく環境

- 【中退共】・・・中小企業の減少等長期的には厳しい環境が続くが、近年は労働需給が引締まる中、福利厚生充実の動きがみられる。
- 【建退共】・・・建設業を取りまく環境は、東京オリンピックに伴う投資など、建設業界にとっては好材料が見られるものの、建設業を担う人材の確保・育成が深刻な課題となっている。
- 【清退共】・・・海外へ日本酒をアピールし輸出量は微増しているものの、日本酒全体の製造量は減少しており、依然として厳しい状況にある
- 【林退共】・・・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業による支援措置等、林業界にとって明るい兆しはあるものの、国産材価格の低迷など、依然として厳しい状況にある

加入促進対策の重点項目

※10月を加入促進月間として集中的な広報を実施(共通)

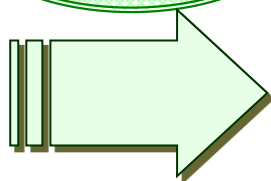
- 【中退共】★ 職員等による個別事業主に対する加入勧奨等
- ★ 一定期間追加加入のない事業所を対象に追加加入勧奨文を送付
 - ★ 厚生労働省と連携し、新たな業界団体へ加入促進活動を実施
 - ★ インターネット及びマスメディアを活用した広報
 - ★ 業務委託事業主団体等との連携による加入促進
- 【建退共】★ 関係団体等と協力し、未加入事業主に対する加入勧奨及び既加入事業主に対する追加加入勧奨を実施
- ★ インターネット及びマスメディアを活用した広報
 - ★ 「建退共現場標識」掲示の徹底による事業主及び現場労働者への制度普及
- 【清退共】★ 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業者に対して文書により加入勧奨を実施
- ★ 「全国酒類製造名鑑2016」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨を実施
- 【林退共】★ 全国森林組合連合会等関係団体の発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載を依頼
- ★ 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を実施
 - ★ 秋田県林業大学校を訪問し、将来の林業就労者に対して林退共制度の説明会を実施

加入目標数

(28年度計画)

中退共	324,000人
建退共	105,000人
清退共	125人
林退共	2,100人
計	431,225人

積極的な
加入促進対策
の実施



加入実績

	28年度実績	達成率
中退共	370,994人	(114.5%)
建退共	115,381人	(109.9%)
清退共	131人	(104.8%)
林退共	1,768人	(84.2%)
計	488,274人	(113.2%)

評価項目No.1－7

自己評価B

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

II 財産形成促進事業

- 1 融資業務について
- 2 周知について
- 3 勤労者財産形成システムの再構築

数値目標

- ・財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行ったか。
- ・新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたか。
- ・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であったか。
- ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ったか。
- ・地方公共団体（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付したか。
- ・企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ったか。
- ・外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度6,000ヶ所以上に送付したか。

評価の視点

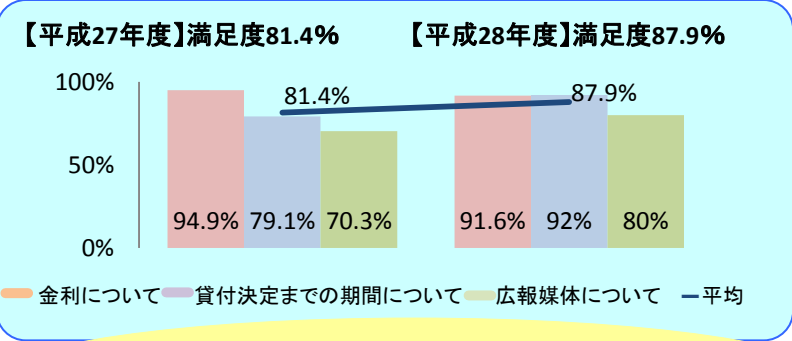
- ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。
- ・ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか。

財産形成促進事業

1 融資業務について

★利用者サービスの向上

- 貸付決定までの処理日数
【目標 16日以内】⇒16日以内にすべてを処理した。(614件)
- 新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、8割以上から満足した旨の評価を得た。



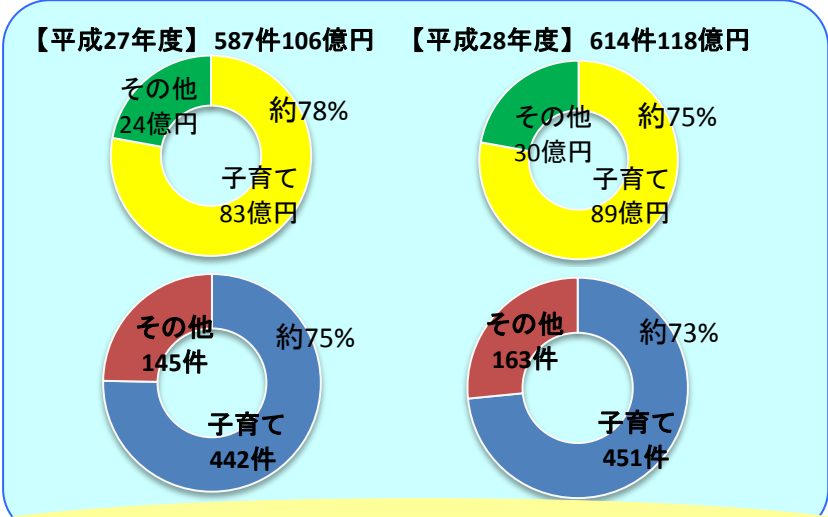
前年度に比べ、満足度は平均値で7ポイントアップしたほか、3項目すべてで80%を上回った。

★融資審査能力の向上

- 外部専門家による講義や通信講座受講等により、担当者の融資審査能力の向上に努めた。
- 外部講師による講義
【平成27年度、平成28年度】
「住宅ローン審査」「債権管理」を受講した(各5名受講)。
- 通信講座
【平成27年度】
保証関係及び住宅ローン相談関係講座を受講した(3名受講)。
【平成28年度】
財務諸表関係及び不動産登記関係講座を受講した(3名受講)。

★子育て世帯向け特例金利の実施期間の延長

- 子育て世帯向け特例金利(平成27年7月～)が好評であり、財形持家転貸融資における利用者比率が高いことを踏まえ、一方で財務面の影響も勘案し、時限措置としての位置付けは維持しつつ適用期間を延長した(平成30年3月31日まで)。



★熊本地震への対応

- 熊本地震(H28.4.14)への対応として、り災状況等に応じて償還期間の延長や利率の引下げなどの貸付条件の変更を、地震発生4日後の平成28年4月18日に関係機関へ通知するなど、迅速な対応を行った。

2 周知について

① わかりやすく親しみやすい広報媒体の作成

- 利用者の視点に立った分かりやすい表現、親しみやすい媒体という観点から、広告掲載媒体やホームページコンテンツの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引等のリニューアルに取り組んだ。

リーフレットにマンガやイラスト等を活用したり、広告媒体に、子育て世帯向けにはフリーペーパーの「あんふあん」、リフォーム用資金利用者向けには「SUUMOリフォーム」、等の親しみやすい雑誌を多用したほか、転貸融資利用者のインタビュー記事(利用者の声)をホームページに掲載した。

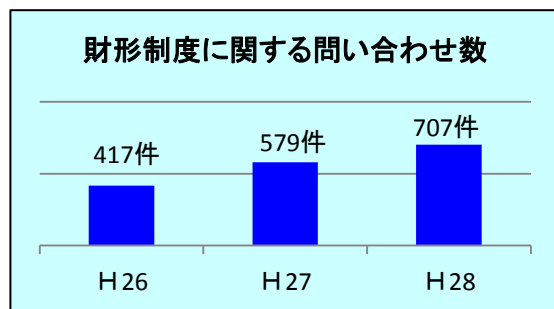


28年度版
子育て特例用
リーフレット

28年度版
財形貯蓄広報用
リーフレット

② お客様お問い合わせへの対応

- インターネットや電話を通じた質問を受付け、よくある質問については回答をQ&Aとしてホームページ上に追加掲載した。



よくある質問については回答
をホームページに掲載

平成28年度末現在で42のQ&Aを掲載中

よくある質問

▶ 財形貯蓄制度について

- ① 財形制度の導入・財形貯蓄をご利用いただける勤労者について
- ② 財形貯蓄に積み立てできる賃金の範囲や預け替えについて
- ③ 財形住宅貯蓄の払い出しについて
- ④ 財形年金貯蓄について
- ⑤ その他(転職・会社倒産時の扱い)

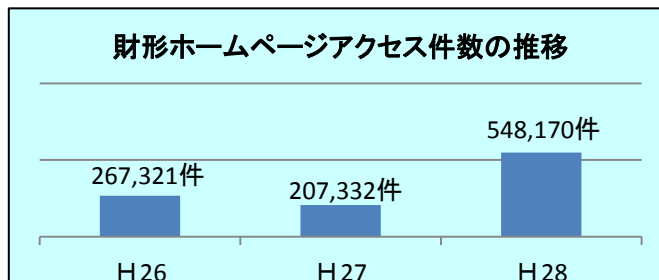
▶ 財形持家転貸融資について

- ① 財形持家転貸融資のお申し込みについて
- ② 財形持家転貸融資の貸し付け対象について
- ③ 財形持家転貸融資の貸し付け条件について
- ④ 借り入れ申し込み手続きと手続き書類等について

③ー１ ホームページのアクセス件数

- 総合評価落札方式により選定した広告代理店を活用し、特設サイトを開設するとともに、複数のメディアを活用した制度に関する周知キャンペーン（「③ー２ 平成28年度 財形制度周知・広報キャンペーンの戦略と具体的な取組み」参照）を行った結果、アクセス件数は、約55万件まで大幅に増加した。

【目標 200,000件】（目標達成率 274.1%）



- 特設サイトアクセス件数
約2万1,000件
※（H28.12.1～H29.3.31）
- YouTube公式チャンネル
動画視聴回数
約35万回

③ー２ 平成28年度 財形制度周知・広報キャンペーンの戦略と具体的な取組み

●平成28年度周知・広報キャンペーンの戦略

平成28年度の周知活動においては、転貸融資制度の一層の活用促進には、母集団である財形貯蓄制度の普及促進が不可欠との問題意識の下、財形貯蓄制度を前面に押し出した周知キャンペーンを展開する。また、本周知キャンペーンは委託先である広告代理店の専門家としての経験、組織、ネットワークを最大限に活用、多様なメディアを組み合わせ、実施機関を短期に集中させることで訴求力の向上を図る。

●具体的な取組み

主に以下のメディア展開により、広告への接触者の財形部ホームページへの誘導を行った。

平成28年11月 新作ポスター（※1）を関係機関へ送付（全国のハローワーク、商工会、労働金庫等約3,700所に送付）。

12月 財形事業本部サイト内に特設サイト「財形の現在形」を、YouTube上に「財形チャンネル」を開設。

それぞれにおいて、興味喚起（PRソング）・制度説明（インフォグラフィック）動画などを公開した。

平成29年 1月 新聞、雑誌への広告掲載、ラジオCM等の実施。

＜新聞：1誌＞ ・日本経済新聞：1月17日（火）発売号

＜雑誌：3誌＞ ・週刊ダイヤモンド：1月21日号、週刊東洋経済：1月21日号、週刊エコノミスト：1月24日号

＜ラジオ番組＞ ・文化放送「おはよう寺ちゃん活動中」への役員の出演、文化放送でのラジオCMの放送

広告代理店への委託業務には、周知キャンペーンの企画・展開に加え、施策別の効果の検証や、事業主、勤労者双方の意識調査と調査結果の分析、さらに検証・分析結果を踏まえた今後の周知活動に関する提言を含め、PDCAサイクルが機能し、次の施策に繋がるような工夫・仕掛けを盛り込んだ。この結果、例えば、財形制度未利用者の多くから、制度があれば利用したいとの意向が示されるなど、今後の事業主、勤労者側への勧奨活動において有益な情報が得られた（※2）

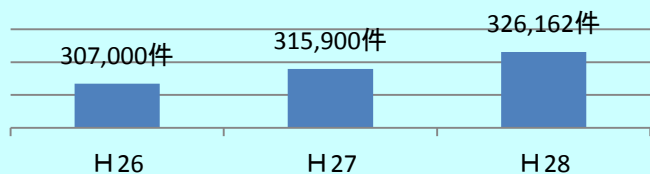
※1 新作ポスターには、リオデジャネイロオリンピックカヌー競技銅メダリスト羽根田卓也選手を起用

※2 企業が財形制度を導入しない理由として最も多く挙げられるのが「従業員のニーズがないから」であったが、そうした見方が必ずしもあたらないことも示唆する。

④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るための取組み

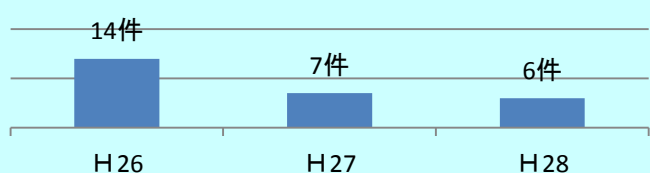
- 行政機関等のメールマガジンを活用し約33万件の登録者に財形制度の周知を図った。前年度比で約3.2%増。
【目標 12万件】(目標達成率 271.8%)

財形メルマガ送付件数の推移



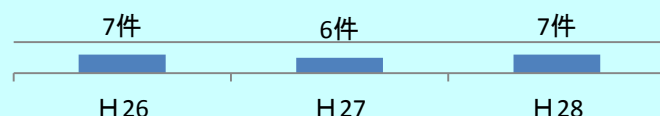
- 地方公共団体等を通じて事業所にリーフレット等を送付した。【目標 5団体以上】

リーフレット送付地方公共団体数の推移



- 企業向け情報誌(7誌)において、財形制度の周知広報を図った。前年度と同様の情報誌に加え、新たに介護情報誌にも広告掲載を行った。【目標 5以上の情報誌】

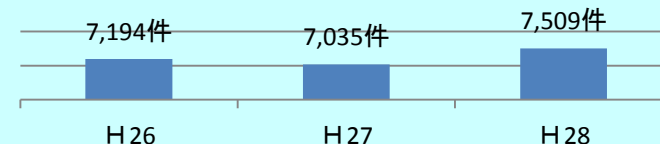
企業向け情報誌広告掲載数の推移



⑤外部委託の活用や関係機関との連携

- 関係機関7,509カ所にリーフレット送付(前年度比+6.7%)
【目標 6,000カ所】(目標達成率 125.2%)

関係機関へのリーフレット送付数数の推移



- 事業主団体に、事業所向け説明会、周知相談、アンケート実施等を委託。平成28年度は効率性向上のため、活動範囲を「市町村」から「都道府県および政令指定都市」へ拡大。
平成28年度活動地域・・・北海道・静岡県・名古屋市

3 勤労者財産形成システムの再構築

- オープンソースソフトウェアの活用による効率化を企図し、勤労者財産形成システムを刷新、平成29年3月に再構築を完了。

※旧システムは外部業者のホストコンピュータを利用したシステム

	平成26年					平成27年												平成28年												平成29年		
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
a. 要件定義																																
b. システム設計																																
c. プログラム開発・テスト																																
d. ハードウェア調達																																
e. データ移行																																
f. 並行稼働																																

評価項目No.2-1

自己評価S

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置

- 1 効率的な業務実施体制の確立等
- 2 中期計画の定期的な進行管理
- 3 内部統制の強化
- 4 情報セキュリティ対策の推進

評価の視点

- ・業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。
- ・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。
- ・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。
- ・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。
- ・業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。
- ・業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。
- ・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。
- ・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)
- ・平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか。
- ・リスク管理・コンプライアンス委員会等を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか。
- ・講じた措置についての公表が適切に行われているか。
- ・政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。

内部統制(1) 新規施策

<自己評価の基準>

- 平成28年度は、内部統制について、中計期間内に発生した大きな環境変化を踏まえ、**新規施策**を実施(ローリング)

【基本認識】 当機構は金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人であり、国民から2つの貴重な財産(運用資産、個人情報)をお預かりしている。

資産運用と情報セキュリティ、双方の分野に共通する急速な情勢変化に対応していくことが必要であり、システム投資面では弛まざるバックアップ(資源投入)が不可欠。

<環境変化>

(1) 法改正

- ①改正独法通則法施行(27年4月)⇒ガバナンス強化の要請(監査室、リスク管理・コンプライアンス委員会設置等)、資産運用に係る実効性のあるリスク管理体制を整備
- ②中退法改正(27年5月) ⇒資産運用委員会設置(27年10月)

(2) 情報セキュリティ問題の深刻化

- ①政府系機関からの個人情報大量漏洩事案発生⇒個人情報の防衛が喫緊の課題に
- ②世界的サイバーテロ脅威の高まり⇒頻度上昇、悪質・巧妙化

<組織／体制／予算面での対応>

1. 組織【ガバナンス強化に向けた外部有識者の知見活用】

(1) 資産運用委員会(平成28年度は9回、延べ約20時間の審議)

- ・資産運用状況等の監視等
- ・厚生労働大臣任命による有識者委員5名
- ・機構の特性(注)に関する認識を共有、同特性を踏まえてあるべき姿を審議・判断
(注) 積立方式、国による補填なし、運用が唯一の収益源、中退共付加退職金制度の非対称性
- ・運用の基本方針「安全かつ効率」について機構としての解釈を具体化
― 「必要な収益を最低限のリスクで獲得」、「必要な収益率＝予定運用利回り＋業務経費率」
- ・特性と現行体制を踏まえ、中退共基本ポートフォリオの過剰なリスクテイクを修正
― リスクテイクは累積剰余金の範囲内
- ・財政検証に先駆け基本ポートフォリオ見直し実施(期待収益率1.41%⇒1.10%、リスク値3.53%⇒1.88%)
- ・基本ポートフォリオ策定時の金利見通しに独自シナリオ(横ばい)を採用
- ・制度設計を所掌する労政審への情報提供・提言ルート確立
― 機構資産運用行動の決定要因(予定運用利回り累積剰余金／付加退職金)に関する要望

(2) リスク管理・コンプライアンス委員会

- ・コーポレートガバナンス専門の弁護士を招聘
― 個人情報流出時の退職金支払可否判断、役員の責任に関する検討
- ― リスク管理におけるリスクマップ(後述)の位置付けの明確化

(3) CIO補佐官報告会

- ・NISCサイバーセキュリティ補佐官を招聘
― CIO補佐官の活動状況の評価
- ― 世界的サイバーテロ対策に関する理事長への助言
- ― システム投資額のレベル感の提言

2. 体制改編

- 資源投入に関する優先順位付けのための体制・プロセスの明確化

(1) 情報セキュリティ体制再編

- ①情報セキュリティ委員会委員長を理事長に格上げ
― 最重要案件との位置付け、トップダウン体制明確化
- ②総務部、システム管理部の責任分担明確化
― 情報セキュリティ体制の企画・立案・実施はCISO・総務部ライン
- ― 機構内システム案件の総括的把握・管理はシステム管理部
- ― インシデント対応は総務担当理事、総務部ライン

(2) リスク管理・コンプライアンス委員会

- ①リスクマップ作成(約300項目)
― 資源投入の対象、優先順位の明確化
- ②外部有識者委員による点検・助言

(3) システム化委員会

- ①システム化案件の全体像の一元把握
- ②システム化案件の質・運用の基準統一化
- ③優先順位付け(平成29年度分は当初要望 24件⇒15件へ査定)
- ④一元的予算管理(機構全体としてのシステム化予算の執行進捗状況の随時把握)

(4) 監事／監査室

- ・モニタリング本格実施

3. 予算措置

- ・物理的分離早期実現等のための予算措置
― 第3期中期計画において予定外の大規模システム化案件であったが、その重要性、緊要性に鑑み、元号改正対応等と合わせ、約8億円を予算措置

4. 情報セキュリティ対策

(1) ハード面の対応

- ・情報系システムと業務系システムの論理的分離(28年5月)と物理的分離(29年5月)
― 物理的分離については、29年1月に機構横断的なプロジェクトチームを立ち上げ(プロジェクト・オーナーは理事長、CISOがプロジェクト・リーダー)、年度を跨いで貫徹
- ・業務系データのNASからサーバーへの移行(個人情報約150万件含む:29年4月完了)
― ログ保存機能確保による事後対応(調査・分析)力強化、データ防御力強化

(2) ソフト面の対応

① ヒューマンエラー対応

- ・PDCA体制の構築(規程整備／研修／訓練／モニタリング／フィードバック)
- (P) 記憶媒体管理規程、インシデント対応手順書の整備
- (D) 役職員全員参加研修、新人・転入者・派遣職員研修等啓発施策の継続実施、インシデント対応訓練
- (C) 監査室・監事監査によるモニタリング、第3者による情報セキュリティ監査、標的型メール訓練、ペネトレーション・テスト、メール・Webサイト利用実態調査
― 28年度中、標的型メール訓練2回、抜検訓練2回、ペネトレーション・テスト2回等を実施
- (A) 規程整備、理事長メッセージ、システム対応(ファイアウォール強化等)

② インシデント対応

- ・インシデント対応手順書作成
― 必須対応項目確認(抜検・報告⇒コールセンター⇒ログ分析⇒支払可否判断)
- ・コールセンター機能強化(非常時回線数増加:20回線⇒46回線)
- ・システム保守業者によるバックアップ体制強化
― 本部からの追加的人員投入体制確立

5. 次期中計期間中の課題

(1) 資産運用

① リスクテイク体制の強化

- ・リスク度に見合った累積剰余金の確保等体制面の整備が前提
- ・運用資金量横ばい／低金利継続(自家運用利回り低下)／業務経費率上昇(情報セキュリティコスト増高)という環境を展望した必要な運用収益確保のための体制等
- ② 機構行動規範・判断基準の確立
・Fiduciary Duty(専ら受益者の利益を勘案)を巡る最近の議論を踏まえ、当機構の行動規範を確立
- ③ スチュワードシップ・コード、ESG投資への対応
・機構業務の目的・政策的位置付け(厚労省所管部署)を踏まえて検討

(2) システム

① 中退共システムの再構築

- ・言語変更(Cobolからの変更)
- ・予定運用利回り等制度の改定に柔軟・機動的に対応できるシステムの構築。

② 建退共システムの刷新と建退共掛金納付システムの新設

- ・平成22年度運用開始の特退共システムの刷新
- ・建退共証紙に代わるものとして、インターネットを活用した掛金納付システムの新設
- ・情報セキュリティ確保を最優先とし、特退共システムと掛金納付システムを分離

③ BCP体制構築

- ・自然災害対応を含むBCP体制の強化

内部統制(2) 継続施策

1. 効率的な業務実施体制の確立等

- ①マイナンバー制度への対応
- ②業務量・内容の変化を踏まえた課室再編と人員再配置
・事業本部を超えた人事異動を機動的に実施
- ③会議体の統合や合同開催等の効率化
・合同開催、持回り開催の活用

2. 中期計画の定期的な進行管理

- ①定期的な会議体での進捗報告
・理事会(毎月開催)
・業務運営・推進会議(平成28年度5回開催)
・加入促進対策会議(同4回開催)
- ②年度事業報告、計画、進捗報告に係る情報共有
・部長会等説明会開催、職員へのメール、回覧等による周知

3. 内部統制の強化に向けた取組

- ①定期的な会議体での内部統制
・理事会、幹部会、部内会議(毎月)
・業務運営・推進会議(同5回開催)
- ②内部監査
・監事／監査室によるモニタリング強化(支部等含む)
- ③コンプライアンスの推進
・リスク管理・コンプライアンス委員会(同2回開催)
- ④安全かつ効率的な運用
・資産運用委員会の機動的開催
⇒特性を踏まえた基本方針の明確化
- ⑤インシデント発生時の体制構築
・エスカレーション体制整備
・インシデント対応訓練(同3回実施)

4. 情報セキュリティ対策の推進

- ①ハード面の整備
・マイナンバー・住基ネットのための執務スペース再編(29年1月)
・監視サービス加入(29年3月)
・建退共支部のシステム物理的分離完了(29年1月)
・セキュリティ・ワイヤ導入(29年2月)
- ②ソフト面の整備
・Webサイトの閲覧制限強化
・情報系システム、業務系システムの論理的分離完了(28年5月)
・Webサーバの脆弱性対応(28年9月～)
・メールシステムのファイヤウォール強化(29年1月)
- ③その他
・週例のプログラム脆弱性対応作業への協力体制徹底
・年末年始、連休明けのメール添付ファイル開封制限周知徹底
・情報セキュリティ関係部署横断の週例会合発足(28年5月)
・JPCERT加盟(29年2月)

情報セキュリティ対策とインシデント発生状況

日付	当機構の対応・施策	インシデント
平成27年12月19日		ホームページに異常な数のアクセス
12月25日	新USBメモリ等記憶媒体管理規程発効 第1回標的型メール訓練実施(内部) 年末年始メール開封制限実施	
平成28年1月12日	第1回物理的分離プロジェクトチーム(DSPT)会合開催	
平成28年3月19日～5月末	メールソフトの一部切替え	大量の不審メールを継続的に受信 ・メールシステムの稼動に支障発生 ・ランサムウェア横行
5月上旬		情報系・業務系システム論理的分離不備発覚
〃	業務系システム保守業者によるバックアップ体制強化	
8月1～3日	ペネトレーションテスト実施(外部業者)	
10月5日		メール及びWebサーバへの攻撃発生
10～12月	ペネトレーションテスト、標的型メール訓練、情報セキュリティ監査	
平成29年1月	建退共支部での物理的分離完了 JPCERTからの情報入手開始 緊急時コールセンター設備の整備	
1月6日～18日		成りすましメールによるDOS攻撃＋当機構メールシステムを踏み台にした他機関へのDOS攻撃 — メールシステムの速度低下
1月12日～月末	メールシステム攻撃対応 (ファイヤウォール機能強化等)	
3月上旬	監視サービス稼動開始	
3月下旬	標的型メール訓練実施(外部業者)	
4月上・中旬	NASからサーバへ業務用データ移行	
5月4日	情報系システム、業務系システムの物理的分離完了	
5月12日～		世界同時サイバーテロ発生 — 不審メール急増
6月1日	情報系システム保守業者によるバックアップ体制強化	
6月2日		ハッカー集団*がサイバー攻撃用ソフトを販売、との報道。*米国家安全保障局(NSA)から流出したサイバー攻撃ソフトをインターネット上で公開した“シャドー・ブローカーズ”
6月12日	DSPT解散決定	

評価項目No.2-2

自己評価B

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

5 業務運営の効率化に伴う経費節減

● 一般管理費及び業務経費

● 人件費

数値目標

- ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行われているか。

評価の視点

- ・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。
- ・総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか。
- ・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）
- ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）
- ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）

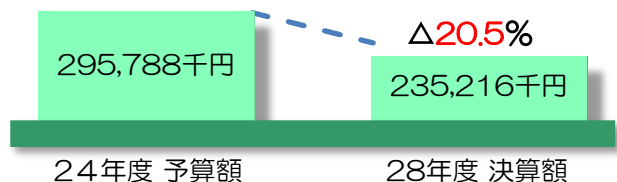
一般管理費及び業務経費の節減

〈中期計画の数値目標〉

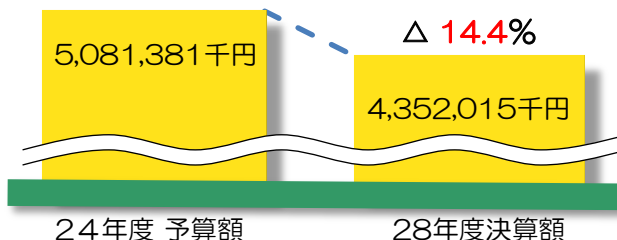
業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行われているか。

◆24年度予算額と28年度決算額の比較

●一般管理費（人件費を除く）



●業務経費（新規業務、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く）



◆削減要因

- 契約状況の点検・見直しを行い、一般競争契約等の継続的な取組を実施したため。

人件費の節減

◆給与水準の検証

- 地域勘案指数・・・101.1
- 地域・学歴勘案指数・・・101.7
- 類似業務である民間の保険業との比較・・・99.3
- 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は1.1%と極めて低く抑えられている。

◆総人件費の見直し

- 職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、国家公務員より低い水準に留めている。

評価項目No.2-3

自己評価B

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置

5 業務運営の効率化に伴う経費節減

● 契約の適正化の推進

評価の視点

- ・ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。
- ・ 一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか。
- ・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。

契約の適正化を推進

「調達等合理化計画」に基づく取組の実施

- 「調達等合理化計画」を契約監視委員会による点検を受けた後に決定した。
- 「調達等合理化計画」を推進するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について監事、会計監査人による監査を受けるとともに、調達の決裁を回付する前に役員及び調達等合理化検討チームに事前説明をする場を設け、調達の必要性、調達の内容等に関して自ら点検・見直しを行った。
- 外部有識者による契約監視委員会を3回開催し、平成28年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得た。

随意契約以外の契約も含めた競争性・透明性の確保

- 企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施した。
- 「一者応札・一者応募」となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図った。
- 入札辞退届に理由欄を設けるとともに、入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、聞き取りを実施し改善策を検討した。
- 品質等、価格以外の要素も評価することが必要と認められた場合においては、意見招請を実施し総合評価落札方式により調達を行った。

監査の実施

- 監事による業務監査(四半期ごと)や会計監査人による監査を受けた。

公表状況

- ◎「調達等合理化計画」を公表（6月30日）
- ◎契約監視委員会の審議概要等をホームページへ掲載
- ◎契約締結状況を月ごとにホームページに公表
- ◎競争性のない随意契約に係る契約情報の公表（5月、8月、11月、平成29年2月）

評価項目No.3－1

自己評価S

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

第3 財務内容の改善に関する事項

1 累積欠損金の処理

数値目標

- ・ 累損解消計画の年度ごとの解消目安額林退92百万円を達成しているか。

評価の視点

- ・ 健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。
- ・ 事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。

林退共給付経理における累積欠損金解消の取組

「累積欠損金解消計画」に沿った累積欠損金の解消に努めており、平成28年度は、以下のような取り組みを行うことにより、135百万円の当期純利益を計上し（目標92百万円に対し達成率147%）、累積欠損金額は776百万円と**過去最低の水準**となり、財政検証時の平成29年度末の見通しと同水準となった。

健全な資産運用

・資産運用については、資産運用委員会及び運営委員会における議論を経て4月より合同運用を開始した（期待収益率1.32%→1.66%）結果、合同運用開始時の委託運用資産額49億4600万円が平成29年3月末には51億7800万円と2億3200万円増加した。

決算運用利回り	27年度	2.23%→	28年度	2.10%
うち委託運用利回り		4.20%→		4.70%

積極的な加入促進

・前年度に引き続き関係業界団体等が開催する会議などへの参加、パンフレットの配布など各種の取組を行うほか、新たに、秋田県林業大学校の訪問及び将来の林業就労者に対する林退共制度についての説明会を実施した。

・加入目標に対する達成率は84.2%（1,768人）であったが、脱退者数の減少（2,048人→1,708人）に伴い、期末在籍者数は微増した。

平成27年度末 39,576人 → 平成28年度末 39,636人

・また、掛金収入（15億34百万円）が退職給付金（13億11百万円）を上回った。

事務の効率化による経費削減

・平成28年度の業務経理への繰入予算額7,800万円に対し決算額は約7,309万円と前年に比べ約378万円減少した。

累積欠損金の解消状況

運営費交付金廃止

21年度運営費交付金 142百万円

22年度国庫補助金 30百万円

単位: 百万円 %	承継時 (15年10月)	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度
当期利益 (△損失)金	—	367	121	214	40	39	△138	95	△9	105	208	93	207	△116	135	
(掛金等収入)	—	879	1,608	1,520	1,479	1,505	1,520	1,629	1,607	1,623	1,535	1,506	1,487	1,554	1,534	
(運用収入)	—	151	189	293	207	132	122	292	136	256	389	227	364	308	295	
運用利回り		1.98	1.27	2.07	1.51	0.97	△0.12	2.21	1.02	1.95	2.90	1.69	2.69	2.23	2.00	
責任準備金	17,425	16,883	16,083	15,302	14,840	14,852	14,653	14,795	14,893	14,930	14,660	14,572	14,659	15,027	15,281	
累積欠損金	2,137	1,770	1,649	1,436	1,396	1,356	1,495	1,400	1,409	1,304	1,095	1,002	795	911	776	
累積欠損金 解消目安残額	—	—	—	1,558	1,466	1,374	1,282	1,190	1,098	1,006	914	822	730	638	546	454
財政検証時の累 積欠損金													1,023	1,039	909	776
新規10年国債の 利回り(実績) 財政検証時の推計				1.770	1.650	1.275	1.340	1.395	1.255	0.985	0.560	0.640	0.400 1.0	△0.050 1.5	0.065 1.9	2.1

過去最低
数値

責任準備金単価の見直し

27年度決算 +368百万円
財政検証時の推計 -105百万円

473百万円

評価項目No.3-2

自己評価B

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

第3 財務内容の改善に関する事項

2 健全な資産運用等

数値目標

- ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。

評価の視点

- ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）
（政・独委評価の視点）
- ・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。
（政・独委評価の視点）
- ・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。
- ・「資産運用委員会」からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。
- ・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。
- ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）
- ・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。
（政・独委評価の視点）

平成28年度資産運用結果に対する評価報告概要

資産運用委員会「平成28年度資産運用結果に対する評価報告書」より

【評価に当たって】

当委員会は、資産運用の基本方針の作成又は変更に関する審議や、業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視、その他重要な事項に関する理事長への助言、提言等を行うこととされている。本報告書は、28年度中の委員会活動を総括しつつ、平成28年度の資産運用実績も踏まえて、機構による資産運用業務に対する当委員会の見解を取りまとめたものである。

【運用目標の達成状況】

- 28年度の運用実績は、国内外での金利低迷が自家運用の利回りを中心にマイナス要因となったが、内外株価上昇等を受けて、絶対的収益水準は改善した。株式相場の変動の大きさを映じて、経理間でパフォーマンスに差異はみられたが、特段の問題は見受けられなかった。
- 委託運用（金銭信託）については、各事業本部の委託運用について、概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたとの評価が可能と思われる。
- 委託先管理、対外公表など、関連業務については、経理間での運用基準や公表形式の不統一等技術的な改善余地はみられたものの、総じて適切な方針の下で運営されている。委員会で指摘した要改善点については、何れも改善に向けた対応が取られている。
- 中退共の基本ポートフォリオ見直しについては、当委員会において、適切な審議の場と資料が提供され、審議の結果出された結論は、迅速に実現された。
- 以上に鑑み、機構における28年度中の資産運用は、中退法その他の法令を遵守しつつ安全かつ効率を基本として実施するという基本原則に則り、長期的な運営の安定と中期的な健全性向上に必要な収益確保を目指すという基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標を達成していると評価する。

【基本方針の遵守状況】

- 委託先管理のうち、運用内容の「基本方針」への適合性については、月次の計数報告と四半期毎の報告会により確認が行われており、28年度中に違反はみられなかった。
- 運用成績がベンチマークを下回った運用委託先については、各事業部が原因の説明を求め、運用体制や方針等に特段の問題がないことを確認している。
- 運用成績については、定量・定性両面からパフォーマンスを点検、評価に応じた委託額の調整を通じ、パフォーマンス向上努力のインセンティブを提供しており、委託先のパフォーマンス管理手法に問題は認められなかった。
- 当委員会としては、委託先のパフォーマンスを点検する際の視点等についても随時助言を行っているが（例：「超過収益の大きい委託先も過剰なリスクテイクがないか、という視点から注視が必要」第2回）、特段の問題は認められなかった。
- 上記に鑑みて、運用委託先の管理は、全体として、適切に実施されていると評価する。

平成28事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況

中退共事業・給付経理

区 分			平成28年度決算概要
期末運用資産残高			4,698,540 百万円
(期末資産残高)			(4,703,570百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)			105,559 百万円 (85,735百万円)
運用費用			346 百万円
運用収益			105,213 百万円
決算運用利回り			2.30%
	時間加重収益率	超過収益率(注)	(注) 超過収益率は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計である。
委託運用	4.77%	0.62 %	

自家運用（有価証券） 0.70 %

建退共事業・給付経理

区 分		平成28年度決算概要	
期末運用資産残高		952,340百万円	
(期末資産残高)		(956,953百万円)	
運用収入 (うち金銭信託評価益)		13,773百万円 (7,028 百万円)	
運用費用		49 百万円	
運用収益		13,724 百万円	
決算運用利回り		1.46 %	
	①時間加重収益率	②ベンチマーク	①－②超過収益率
委託運用	2.58 %	2.46%	0.12 %

自家運用（有価証券） 1.08 %

建退共事業・特別給付経理

区 分		平成28年度決算概要	
期末運用資産残高		33,067 百万円	
(期末資産残高)		(33,148 百万円)	
運用収入 (うち金銭信託評価益)		350 百万円 (204 百万円)	
運用費用		5 百万円	
運用収益		346 百万円	
決算運用利回り		1.04 %	
	①時間加重収益率	②ベンチマーク	①－②超過収益率
委託運用	1.61 %	1.85%	△0.24 %

自家運用（有価証券） 0.80 %

清退共事業・給付経理

区 分		平成28年度決算概要	
期末運用資産残高		4,310百万円	
(期末資産残高)		(4,338百万円)	
運用収入 (うち金銭信託評価益)		54 百万円 (45百万円)	
運用費用		—	
運用収益		54 百万円	
決算運用利回り		1.24 %	
	①時間加重収益率	②ベンチマーク	①－②超過収益率
委託運用	5.80%	5.22%	0.57 %

自家運用（有価証券） 0.36 %

平成28事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況

清退共事業・特別給付経理（自家運用のみ）

区 分	平成28年度決算概要
期末運用資産残高	293百万円
（期末資産残高）	（294 百万円）
運用収入	1 百万円
運用費用	—
運用収益	1 百万円
決算運用利回り	0.23 %

自家運用（有価証券） 0.33 %

林退共事業・給付経理

区 分	平成28年度決算概要
期末運用資産残高	14,492百万円
（期末資産残高）	（14,596 百万円）
運用収入 （うち金銭信託評価益）	295百万円 （233 百万円）
運用費用	—
運用収益	295 百万円
決算運用利回り	2.10%

	時間加重収益率	超過収益率(注)	(注) 超過収益率は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計である。
委託運用	4.77 %	0.62 %	

自家運用（有価証券） 0.83 %

評価項目No.3-3

自己評価B

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

第3 財務内容の改善に関する事項

Ⅱ 財産形成促進事業

Ⅲ 雇用促進融資事業

評価の視点

- ・ 財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか。
- ・ 金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。
- ・ 雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行ったか。

財産形成促進事業

①効率的な財政運営

財形融資債権からの利息収入については、貸出残高の減少が続いている中、子育て特例措置の適用期間延長等もあって、前年度(56億円)から45億円と減少した。一方、経費については効率的な財政運営に努めたことにより、前年度(0.17%)から0.14%と低下した。この結果、当期純利益は、前年度(20億円)から減益となったものの、17億円を確保した。これを受けて、利益剰余金は、114億円に増加した。

②債権管理

債権の適切な管理に努める中、引き続き、適時の督促状送付等を行ったことにより、リスク管理債権から16百万円を回収することができた。この間、償却額については、3百万円となった。

☆効率的な財政運営の実施

貸付金利息収入の状況

		平成27年度	平成28年度
貸付金利息収入		56億円	45億円
スプレッド	通常金利	0.4%(71%)	0.4%(25%)
	特例金利	0.2%(29%)	0.2%(75%)

当期利益・利益剰余金の状況

	平成27年度末	平成28年度末
当期利益	20億円	17億円
利益剰余金	97億円	114億円

業務経費率の状況

平成27年度経費率	平成28年度経費率
0.17%	0.14%

(注) ()は、新規貸付全体に占める通常金利・特例金利それぞれの占める割合。

☆適切な債権の現状把握と貸倒引当によるリスク管理

リスク管理債権からの回収額及び償却額

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回収額	36百万円	29百万円	17百万円	16百万円
償却額	8百万円	7百万円	0百万円	3百万円

リスク管理債権については、ほぼ全てが、平成19年度より廃止になった財形持家分譲融資の残存債権に係るものである。

平成27年度

債権区分	残高	貸倒引当額	償却額
一般債権	480,772百万円	0.06百万円	0百万円
貸倒懸念債権	0百万円	0百万円	
破産更生債権等	122百万円	108百万円	

平成28年度

債権区分	残高	貸倒引当額	償却額
一般債権	435,175百万円	0.02百万円	3百万円
貸倒懸念債権	0百万円	0百万円	
破産更生債権等	103百万円	90百万円	

○貸倒引当金の算定方法

破産更生債権等：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。

○一般債権の貸倒引当について

一般債権の貸倒引当金については平成19年度より廃止となった財形持家分譲融資(※)の残存債権に係るものであり、財形持家転貸融資に係るものは含まれていない。

※財形分譲融資について

事業主等が、勤労者に対する持家として分譲するための住宅建設・購入を行う場合、当該事業主に対し必要な資金を融資する制度

雇用促進融資事業

①債権管理

債務者及び抵当物件に係る情報を収集し、引当金の調整等、債権の適切な管理に努めたほか、抵当物件の売却等により回収を行った。平成28年度は、リスク管理債権から310百万円を回収した。この間、償却額については、13百万円となった。

また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。

・業務指導 29回 ・法的措置 1件(平成27年度・業務指導 31回 ・法的措置 0件)

② 財政投融資への償還

財政投融資への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。

償還額: 元金 21億円
 利息 2億円

☆適切な債権の管理と回収額の確保

平成28年度におけるリスク管理債権からの回収額

債権区分	平成27年度末残高	平成28年度回収額等
貸倒懸念債権	518百万円	39百万円
破産更生債権等	1,916百万円	284百万円

☆適切な債権の現状把握と貸倒引当によるリスク管理

平成27年度

債権区分	残高	貸倒引当額	償却額
一般債権	1,062百万円	60百万円	0百万円
貸倒懸念債権	518百万円	103百万円	
破産更生債権等	1,916百万円	1,396百万円	



平成28年度

債権区分	残高	貸倒引当額	償却額
一般債権	407百万円	24百万円	13百万円
貸倒懸念債権	494百万円	99百万円	
破産更生債権等	1,632百万円	1,343百万円	

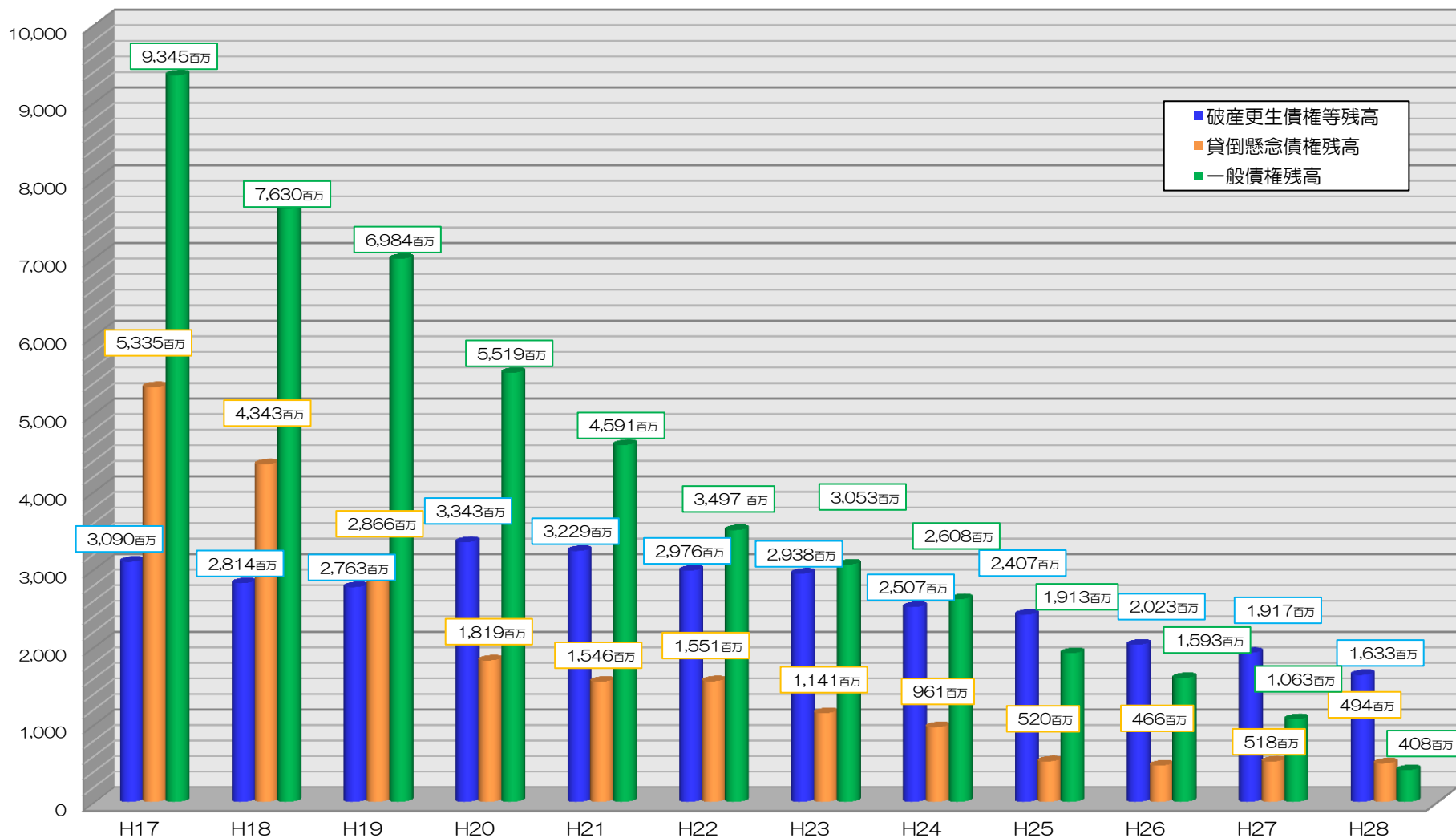
貸倒引当金の算定方法

貸倒懸念債権 : 債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額の50%を算定。

破産更生債権等 : 債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。

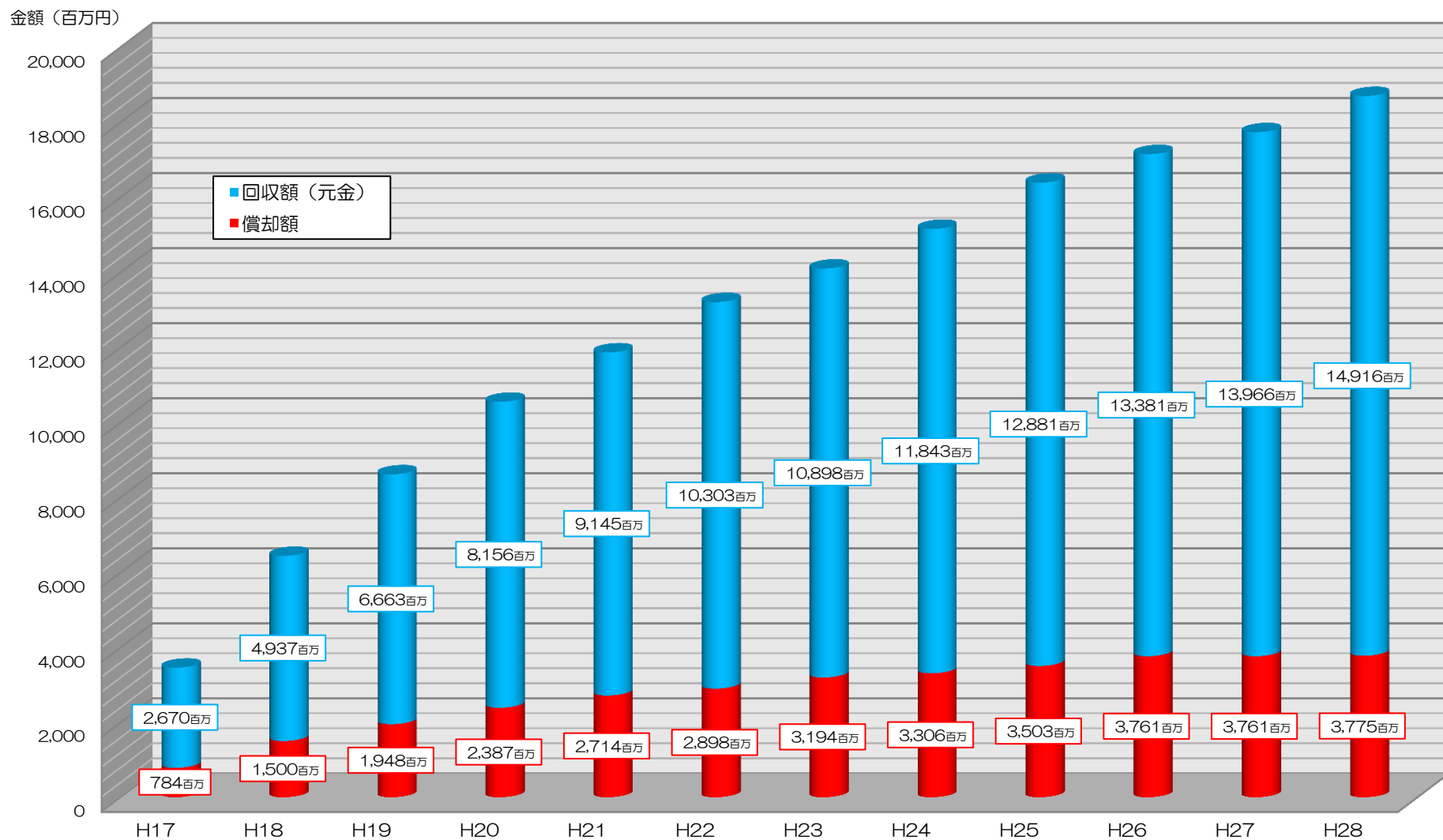
破産更生債権等・貸倒懸念債権・一般債権の残高

残高（百万円）



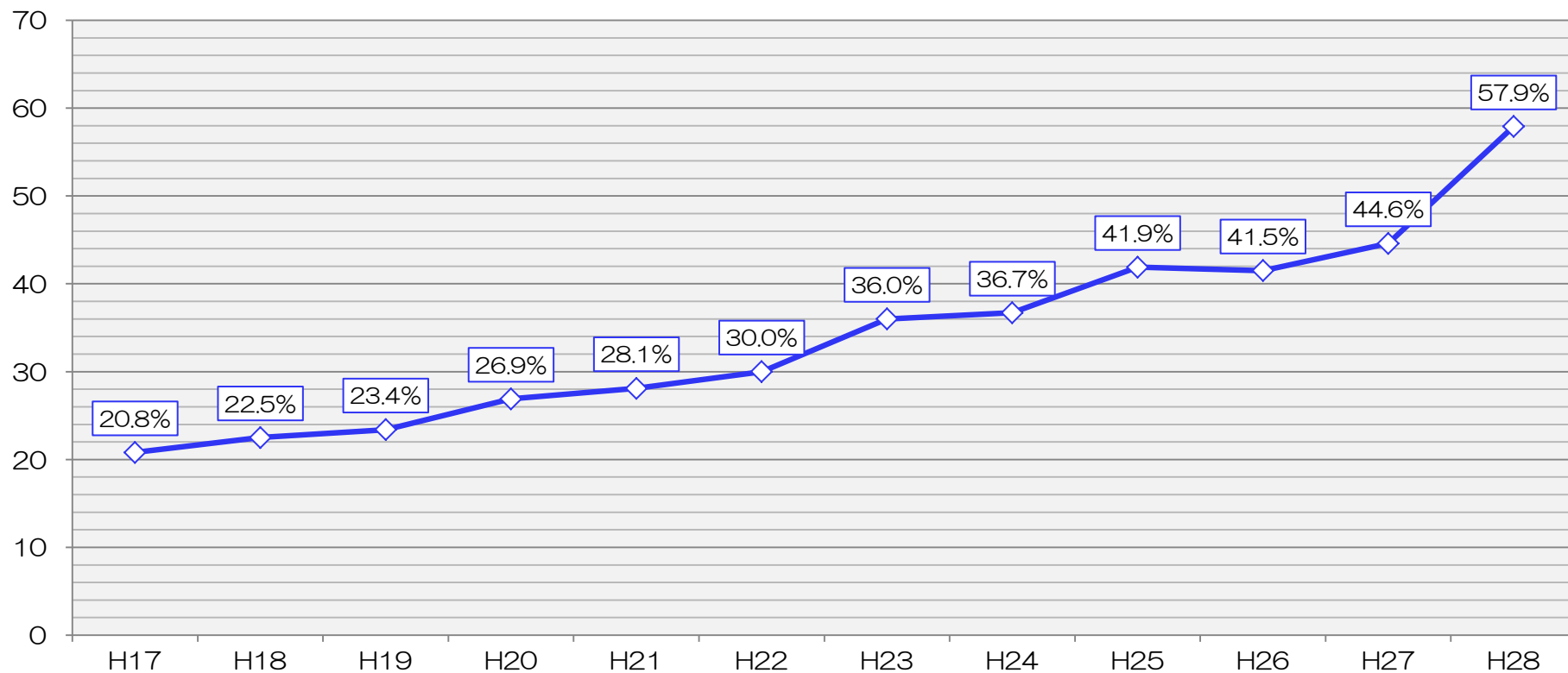
◆雇用促進融資 償却額と債権回収額の推移 【平成17年度～平成28年度】

償却額と債権回収額（累計）



貸倒引当金と債権残高の比率（引当金／残高）

比率（％）



評価項目No.4－1

自己評価B

IV. その他の事項

第4 その他業務運営に関する事項

第5 予算、収支計画及び資金計画

第6 短期借入金の限度額

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第8 剰余金の使途

第9 職員の人事に関する計画

数値目標

- ・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。
- ・中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付しているか。

評価の視点

- ・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。
- ・災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか。
- ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。
- ・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。
- ・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。
- ・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。

退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について

- ・「中退共だより15号」に財産形成促進事業の広告を掲載し、中退共加入事業所及び関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載した（配布部数360,702部）。
- ・建退共事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口に財形制度のパンフレットを設置した。
- ・建退共事業本部が広告掲載を行っている、建設業事業主向けの広報誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告掲載を行った。
- ・「福祉情報」に退職金共済事業と共同で財形制度の広告掲載を行った。
- ・中退共事業の新規加入企業を対象とするアンケート調査において、資料送付対象を従業員数51人以上から5人以上に拡大し、財形制度に関する項目を追加したところ、財形制度に興味を持つと回答した事業主へ資料送付を行った（8,745件）。
- ・中退共事業の未加入事業主に対し、中退共制度と財形制度の加入勧奨用パンフレットを送付した（1,122社）。
- ・中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会において、財産形成促進事業に関する資料を配布し、併せて制度概要の説明を行った（15か所）。
- ・地方労働局等が主催する就職説明会等の会場において、中退共本部と財産形成事業本部が連携し、参加企業のうち中退共制度及び財形制度への未加入企業179社に対し、直接、制度の案内及び利用の勧奨を行った（11回）。

災害時における事業継続性 (BCP) の強化

- ・中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施し、災害時に備え機構本部からの指示による業務継続のテスト作業を実施した。
- ・建退共、清退共、林退共事業においては、退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。
- ・中退共システム及び特退共システムにおけるデータのバックアップを、磁気テープとハードディスクにより毎日行うこととし、磁気テープについては外部保管している。
- ・財形事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、外部におけるデータのバックアップを実施した。

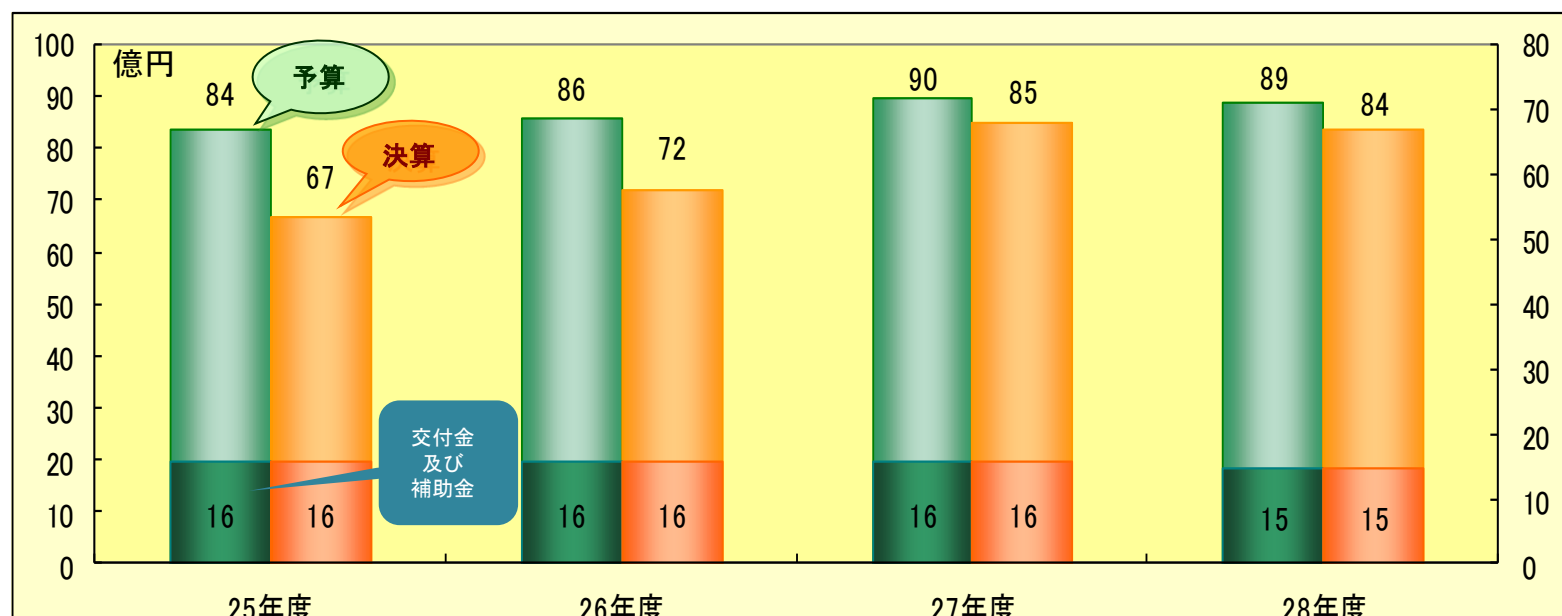
第5 予算、収支計画及び資金計画

○平成25年度から平成28年度までの決算においては、全て予算の範囲内で執行(注)。

○既存の経費を見直しするとともに、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則としてすべて競争入札とし、調達合理化計画に基づく取り組みを着実に実施するなど予算の範囲内で適正に執行

○四半期ごとに予算の執行状況を把握し、各事業へ経費節減を指示

(注)各退職金共済事業においては業務経理の額、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業においては、一般管理費、人件費及び業務経費(財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)の合計額。



第6 短期借入金の限度額

財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。

その他の事業において借入実績はなかった。

第9 職員の人事に関する計画

意識の向上

○超過勤務時間の縮減と一般事業主行動計画

- ・ 職員の超過勤務時間縮減に取り組み（対27年度比18.4%減）、業務量等に応じた適切な人員配置を行った。
- ・ 一般事業主行動計画に基づき「こども職場参観日」（参加人数6名）、「仕事と育児の両立支援講座」（参加人数：一部38名・二部13名）を実施した。

研修の実績

○各職務に応じた研修を実施

- ・ 新任管理職・代理研修

自身のスキルアップをはじめ、管理職としての役割の認識、部下育成の考え方、顧客へのサービス向上等に関する民間企業との意識の違いについて考えさせるべく、民間企業の職員が参加するセミナー等を積極的に活用。

- ・ その他

これまでの研修結果を踏まえ、平成29年度研修計画では、上級管理職のマネジメント能力向上研修を加える等の改善を行った。

職員の採用

- 平成29年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへの募集依頼、「Uni Career（求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用して各大学等に求人情報を提供するのみならず、新たに就職情報サイト「リクナビ」への掲載を行った結果、322名の応募者があった。

選考に当たっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことができる人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面接、最終個別面接を実施し、計10名を採用した。

28年度研修実績

